

## 家屋の取り壊し等をご連絡ください

次に該当するとき、翌年度から固定資産税・都市計画税の額が変更になる場合があります。お手数ですが、税務課までご連絡ください。

◇家屋を取り壊した、または取り壊す予定がある

◇家屋を新築・増築・改築した、またはその予定がある

◇土地・家屋の利用方法を変更した、またはその予定がある

**固定資産税（家屋）の減額について**  
住宅の耐震改修やバリアフリーの改修、省エネ改修等を行い、一定の要件を満たす住宅の固定資産税については、工事完了日から3か月以内に税務課家屋償却担当へ必要書類を提出していただくことで、改修工事が完了した日の翌年度分の固定資産税について減額の対象となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただくか税務課までご連絡ください。



▲市ホームページ

問い合わせ

税務課 ☎ 84-0621

## 下水道に関する展示を行います

9月10日の下水道の日に合わせて、下水道に関する展示を行います。

期間 9月1日(火)～9月10日(木)  
場所 市役所（1階）

市政情報コーナー

内容 下水道の仕組みなど

問い合わせ

下水道課 ☎ 84-0675

## 汚水(生活排水等)の処理について

### 下水道が使える区域の方へ

下水道への接続が義務づけられています

下水道が整備された区域内では、建物の所有者はすみやか下水道へ接続することが法律（下水道法10条）で義務づけられています。現在、整備区域内の86%以上の方がすでに下水道に接続しています。未接続の方は、すみやかに下水道への接続をお願いします。下水道に接続することによって、公衆衛生の向上や伝染病の防除、海や川の水質保全、浸水被害の低減などの効果が得られるとともに浄化槽と比べ維持管理費が不要

なため、各家庭のコストが安くなります。

また、下水道についてのPR動画を作成しましたのでぜひご視聴ください。



▲下水道PR動画

※下水道への接続については、下水道課またはお近くの半田市指定工事店へご相談ください（市ホームページで「指定工事店」で検索）。



▲指定工事店一覧

問い合わせ

下水道課 ☎ 84-0675

### 下水道が使えない区域の方へ

合併処理浄化槽への切替えをお願いします

公共下水道整備予定区域外において、し尿汲取り世帯及び単独処理浄化槽設置世帯の方は、川や海の汚染防止のため、合併処理浄化槽への切替えをお願いします。

## 浄化槽をご使用の方へ

浄化槽は年1回以上の清掃が法律で義務付けられています

清掃を怠ると浄化槽の機能に障害をきたし、悪臭の原因となります。清掃していない期間が1年以上経過している場合は、下記の業者へお問い合わせいただき、早めに清掃を実施してください。

問い合わせ

クリーンセンター  
☎ 23-3567

## 浄化槽清掃業者

業者名	所在地	電話番号
東海衛生(有)	半田市	0569-21-3591
オオブユニティ(株)	大府市	0562-47-0535
大昭工業(株)	名古屋市	052-503-5311
中衛工業(株)	名古屋市	052-811-8111